

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業業務
発注課	総務局国際部国際課
選定事業者	公益財団法人札幌国際プラザ
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>○本業務は、「日本語教育の推進に関する法律」に掲げられた地方公共団体の責務に基づき、外国籍市民が日本語で意思疎通を図り、自立した生活を送れるよう、地域における日本語教育の体制づくりを推進するものである。また、外国籍市民の背景は様々であり、学習者のニーズや地域の特性に対応した日本語教育が求められている。</p> <p>○本業務の遂行にあたっては、</p> <p>①外国籍市民の現況及び日本語教育の実情等に係る専門的な知見を有し、既存のリソースを活用しながら、本市の実情に即したカリキュラムの策定等ができること</p> <p>②学習者と学習支援者・関係機関とのマッチング及び学習者のニーズ把握のため、地域日本語教室、大学、企業、外国人コミュニティ及び「さっぽろ外国人相談窓口」等とのネットワークを有していること</p> <p>③本市が推進する多文化共生施策の方向性を理解し、本市とともに事業を推進できる組織体制であること</p> <p>の3点が不可欠である。</p> <p>○上記全ての要件を満たす者は、（公財）札幌国際プラザ以外に存在しない。同財団は、日本語教育に関する有識者や地域日本語教室等とともに、長年にわたり本市の地域日本語教育の推進に寄与してきた。このため、施策の企画立案に係る高度な専門性や、行政及び関係機関との調整能力を備えた人材を擁している。また、「さっぽろ外国人相談窓口」の運営や外国にルーツをもつ子どもへの支援事業等に取り組み、既存事業と連携した学習者の確保など、実効性の高い体制構築が可能である。</p> <p>○なお、（公財）札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決定日	2026年3月13日